

「千葉市暴力団排除条例の一部改正（案）」に関する パブリックコメント手続の実施について

千葉市では、市民の平穏な生活および事業活動の健全な発展に寄与することを目的として、平成24年に「千葉市暴力団排除条例」を施行し、暴力団排除の推進を図ってきましたが、暴力団の排除を更に推進するため、条例の改正案を作成しました。

つきましては、案に対するパブリックコメント手続を実施しますので、お知らせします。

1 趣旨

暴力団排除特別強化地域で規制の対象となる特定接客業の範囲を拡大するとともに、特定接客業を営む者が自首した場合は刑の減軽または免除ができるようにする規定を追加するもの。

2 パブリックコメント手続

(1) 公表期間

令和5年7月10日（月）～8月9日（水）

(2) 公表方法

ア 市ホームページへの掲載

【URL】 <https://www.city.chiba.jp/go/pbc>



イ 市内施設での閲覧および配布

地域安全課（市役所高層棟8階）、行政資料室（市役所低層棟2階）、各区役所
総務課、市図書館

3 意見の提出

(1) 募集期間

令和5年7月10日（月）～8月9日（水）※郵送の場合は、当日消印有効

(2) 提出方法

住所、氏名（ふりがな）または団体名・団体の所在地・代表者氏名（ふりがな）、電話番号、電子メール等の連絡先を明記の上、次のいずれかの方法により提出。

ア 郵送 〒260-8722 千葉市中央区千葉港1-1
千葉市役所 地域安全課

イ FAX 043-245-5155

ウ 電子メール chiikianzen.CIC@city.chiba.lg.jp

エ 持参 地域安全課（市役所高層棟8階）、各区役所総務課

4 市民への周知

- (1) 市政だより 7月号に掲載
- (2) 市ホームページ 令和5年7月10日(月)に公表

5 意見の公表

意見の概要とそれに対する市の考え方を、令和5年9月に市ホームページで公表する予定です。なお、住所、氏名などの個人情報公表しません。

6 今後の予定

- 令和5年9月 提出意見の考慮、施策の決定、意見概要等の公表
- 令和6年2月 令和6年第1回定例会に条例案を提出
- 令和6年3月 改正条例一部施行(特定接客業者の範囲拡大除く)
- 令和6年6月 改正条例全部施行

7 添付資料

千葉県暴力団排除条例の一部改正(案)の概要